

「第8回 広島高速5号線トンネル安全検討委員会」の開催について

「第8回 広島高速5号線トンネル安全検討委員会」を下記のとおり開催しますのでお知らせします

1 日時

平成24年6月23日（土）

10時00分から15時00分【休憩12時00分から13時00分】

2 場所

ホテルチューリッヒ東方2001 3階「レオポルト」
（広島市東区光町二丁目7-31）

3 内容

- (1) 地表面沈下解析結果について
- (2) 植生調査の実施手法について
- (3) 安全性に対する技術的総合評価について

4 委員会の傍聴について

当委員会は、原則公開としています。定員は20名ですが、どなたでも傍聴して頂くことができます。傍聴については、次のとおり、お願いします。

(1) 傍聴手続き

- ・ 会議を傍聴される方（以下「傍聴人」という。）は、会場の受付において備え付けの書面に氏名及び連絡先の記入をお願いします。
- ・ 傍聴の申し込みの受付は、委員会の当日、9時30分から整理券の発行を開始します。9時40分の時点で、傍聴を希望される方が定員（20名）を超えた場合は、整理券の発行を締め切り、その時点で整理券を持っている方全員の抽選により、傍聴人を決定します。（傍聴人の抽選は、午前の1回のみとします。）
- ・ 9時40分の時点で、傍聴を希望される方が定員を超えていない場合は、先着順で受け付け、定員になり次第、受付を終了します。

(2) 傍聴人の入場

傍聴人は、事務局の職員の指示に従い傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する方は、傍聴席に入場することができません。

- ・酒気を帯びていると認められる方
- ・凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している方
- ・はち巻、ビラ、プラカード、旗、はり紙、掲示板、のぼり、垂れ幕、メガホン、拡声器、写真機、ビデオカメラ、録音機の類（録音や録画、撮影機能等を有する携帯電話を含む）等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している方
- ・その他円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる方

(3) 傍聴人の守るべき事項

委員会の開催中は、静かに傍聴し、次に掲げる事項を守って下さい。

- ・会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと
- ・談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと
- ・飲食又は喫煙しないこと
- ・会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと
- ・写真撮影、録画、録音等は行わないこと
- ・その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと

(4) 傍聴人の退場

- ・上記（3）を遵守されない傍聴人は、委員長から違反行為の中止を求められ、それでもなお、その求めに応じていただけないときは、退場していただくことがあります。
- ・一度退場を命じられた傍聴人は、当日の会議を再び傍聴することはできません。

(5) その他

- ・委員会室は、昼休憩時は立入禁止としますので退場してください。
- ・傍聴席以外に聴取者席（定員約30名）を準備しています。聴取者は、傍聴人と同様に、上記2及び3に掲げる事項を守って聴取してください。聴取者に違反があるときは、広島高速5号線トンネル安全検討委員会事務局はこれを制止し、それでもなおその指示に従わない場合は、当該聴取者に退場していただくか、聴取会場を閉鎖することがあります。
- ・聴取者席は、昼休憩時のみ飲食することが可能です。飲食にあたってはマナーを守り、生じたごみ等は各自責任を持ってお持ち帰りください。

<p>○ 問合わせ先 広島高速道路公社 建設部 建設第一課 TEL : (082) 249-3859</p>
--